

◆2016 年度活動報告

従来通り、障害者欠格条項をなくす会（以下、なくす会）との連携の下で取り組んでいる。

（1）法令調査

総務省データなどに基づくなくす会の 2016 年調査*から、506 法令に障害者欠格条項があること、2002 年から大幅増加した欠格条項の大半は成年後見制度と連動したものであることが明らかになった。

（2）免許申請に関わる取り組み

2001 年前後の法改正を受けて試験における合理的配慮の共通基準が設けられたが、本人が免許申請時に合理的配慮などについて意見を出す仕組みがなかった。なくす会と国会議員などの連携によって、2017 年から厚労省の医療分野の診断書様式が改められた。医師は本人から聴取して記入し、かつ、本人が意見を添付できることになった。医政局管轄の直近 3 年間の免許申請・交付集計が公表され、入院中保留の 1 人を除き障害や病を理由とした不交付はないことが明らかになった。

（3）成年後見制度の課題

公務員法の欠格条項によって失職した知的障害者が原告となり 2015 年から裁判がおこなわれている。制度自体の問題を含みながら成年後見利用促進法が 2016 年成立し、成年後見制度と連動した欠格条項の見直し課題は同法の基本計画で扱われることになった。

*法令調査結果

<http://www.DPI-japan.org/friend/restrict/shiryo/data/index.html>

◆2017 年度活動方針

(1) 法制度の障壁の撤廃にむけて

この間、権利条約採択・批准、差別解消法施行と進んできたが、欠格条項に関しては 2001 年の見直し以降、これらの社会状況の変化を受けた包括的な調査と見直しは行われていない。第 4 次障害者基本計画には、社会的障壁の除去と権利擁護の課題として、欠格条項の総点検と根本的な見直しを求めて取り組む。

(2) 資格試験や免許申請における合理的配慮提供のために

欠格条項見直しに伴い、試験や申請の門前払いの時は検討すらされなかった合理的配慮の提供が大きな課題となっている。センター試験や国家試験は合理的配慮の共通基準が設けられたが、ほかの試験等にも適用されるよう、事例集積を継続し、差別解消法対応要領・対応指針等のバージョンアップにもつながるよう取り組む。

(3) 成年後見制度の見直しと、連動する欠格条項の削除にむけて

報告に明らかなように、成年後見制度と連動する欠格条項が大幅増加している。権利条約第 12 条の法の下での平等を重視する世界の潮流からも、制度自体の根本的検討が求められており、かつ、制度利用者に対する権利制限の除去が急務である。そのことを念頭に内閣府障害者政策委員会等においても働きかけていく。